

伊那中央行政組合個人情報保護条例

平成15年4月1日
条例第3号

改正 平成17年12月31日 条例第7号
平成27年12月28日 条例第3号
平成28年3月31日 条例第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 保有個人情報の保護（第6条—第28条）
 - 第1節 個人情報の取扱い（第6条—第11条）
 - 第2節 保有個人情報の開示及び訂正等（第12条—第28条）
- 第3章 審査請求（第28条の2—第29条）
- 第4章 補則（第30条—第33条）
- 第5章 罰則（第34条—第37条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合の保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、もって公正かつ適正な組合行政を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 保有個人情報 伊那中央行政組合情報公開条例（平成15年伊那中央行政組合条例第2号）第2条第2号に規定する公文書に記録されている個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 伊那中央行政組合情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されている特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付すること及び当該閲覧に供し、又は交付したものの内容について、必要に応じ説明することをいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、保有個人情報の開示等を求める住民の権利が十分保障されるよう努

めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては個人の権利及び利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

第2章 保有個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を組合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止するときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ届出をすることができないときは、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。）
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱うもの

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 所在不明その他の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が伊那中央行政組合情報公開条例（平成15年伊那中央行政組合条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第16条に規定する伊那中央行政組合情報公開等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の定めるところにより収集する

とき及び前項第6号に該当するときは、この限りでない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の外部提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていなければ、通信回線による電子計算組織の結合（実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供をしてはならない。

(保有個人情報の適正管理)

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、当該保有個人情報を速やかに破棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置及び受託業者等の責務)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同

じ。)ときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関が個人情報取扱事務を委託した場合（当該事務を受託したものが当該事務の全部又は一部を更に委託した場合を含む。）において、当該受託事務を行うものは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 保有個人情報の開示及び訂正等

（開示の請求）

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次章において同じ。）の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

（実施機関の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求をした者以外の者に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (3) 開示することにより、実施機関、国、独立行政法人等又は地方公共団体の公正かつ適正な行政の執行に著しい支障を生じるおそれがあるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、生活又は財産の保護、犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 法令等の規定により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第245条第1号に規定する指示その他これに類する行為により、開示をすることができないもの
- (6) 個人の評価、診断、判定、指導、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 前条第2項の規定により本人に代わって未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該本人の利益に反するおそれがあるもの

（部分開示）

第14条 開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当する個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求をした者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが、当該開示請求の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

（裁量的開示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第5号に規定するものを除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する取扱い）

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる。

(開示請求手続)

第16条 第12条の規定による開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、実施機関に対し、請求に係る保有個人情報の記録の内容その他組合長が規則で定める事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、開示請求者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第17条 開示請求に係る保有個人情報を開示するときは、実施機関は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知するものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示しない理由を通知するものとする。

3 第15条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。

(開示等の決定の期限)

第18条 前条に規定する決定(以下「開示等の決定」という。)は、開示請求があった後15日以内にするものとする。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の事情その他の理由により同項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、15日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等の決定ができない理由及び延長する期間を通知するものとする。

(開示決定後の手続等)

第19条 実施機関は、第17条第1項の規定により保有個人情報の全部若しくは一部について開示することを決定したときは、速やかに当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示の手続及び方法は、組合長が規則で定める。

(第三者保護に関する手続)

第20条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに際し、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を聴くことができる。

2 前項に定める手続がとられた場合において、当該保有個人情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講じるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。

(訂正の請求)

第21条 何人も、実施機関に対し、第17条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正(追加及

び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

第22条 削除

(利用停止等の請求)

第23条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

(訂正等請求手続)

第24条 第21条の規定による訂正の請求又は前条の規定による利用停止等(以下「訂正等」という。)の請求をしようとする者(以下「訂正等請求者」という。)は、実施機関に対し、訂正等に係る保有個人情報の記録の内容その他組合長が規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求手続について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第25条 訂正等請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正等するときは、実施機関は、訂正等の決定をし、訂正等請求者に対し、書面で、その旨及び訂正等の実施に関し必要な事項を通知するものとする。

2 訂正等に係る保有個人情報を訂正等しないときは、実施機関は、訂正等請求者に対し、書面で、その旨及び訂正等しない理由を通知するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第26条 前条に規定する決定は、訂正等の請求があった後20日以内にするものとする。ただし、第24条第2項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の事情その他の理由により同項に規定する期間内に訂正等の決定をすることができないときは、20日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、同項の期間内に訂正等の決定ができない理由及び延長する期間を通知するものとする。

(訂正等決定後の手続等)

第27条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の訂正等することを決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正等を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

(費用の負担)

第28条 保有個人情報の開示に要した費用は、開示請求者がその実費を負担しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要がある

と認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第28条の2 開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第29条 開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に対して審査請求があった場合は、次の各号に掲げるときを除き、当該審査請求に係る実施機関は、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき。(当該保有個人情報の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を訂正等するとき。

第4章 補則

(情報公開条例の準用)

第30条 審査会における調査審議手続は、情報公開条例の各相当規定を準用する。

(実施状況の公表)

第31条 組合長は、規則で定めるところにより、年1回、個人情報開示等の実施状況を公表するものとする。

(苦情の処理)

第31条の2 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(他の制度との調整)

第32条 この条例は、法令等の規定に基づき、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示の請求に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、法令等の規定に基づき、保有個人情報の訂正等の請求その他これに類する手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 罰則

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第6条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替える。

附 則 (平成17年12月31日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日条例第3号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成28年3月31日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項第1号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那中央行政組合個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた伊那中央行政組合個人情報保護条例第18条第1項に規定する開示等の決定(以下「開示等の決定」という。)若しくは同条例第25条第1項に規定する訂正等の決定(以下「訂正等の決定」という。)又は同条例第12条第1項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)若しくは同条例第24条第1項に規定する訂正等の請求(以下「訂正等の請求」という。)に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。